

事業執行における積算等の留意事項について

建設省厚発第 321 号

建設省技調発第 192 号

平成 4 年 8 月 5 日

建設大臣官房地方厚生課長

建設大臣官房技術調査室長

から

各地方建設局総務部長

各地方建設局企画部長

北海道開発局長官房長

沖縄総合事務局開発建設部長

あて

良好な社会資本の整備と建設業の健全な発展に資するため、下記事項について留意の上、工事費の積算等の適正な実施に一層努められたく通知する。なお、平成 3 年 5 月 8 日付け建設省厚発第 146 号、建設省技調発第 123 号は廃止する。

記

1 工事費の積算等の適正な実施

(1)実態に応じた適正な積算の実施

積算に当たり、仮設工事費、共通仮設費等現場条件に適合した経費の積み上げ計上について、細心の配慮を行うこと。また、工事の発注に当たっての安全対策の推進については、

仮設工事費等の適正な積算が特に重要であることから、これについては確実にを行うこと。

(2)施工条件明示と適切な設計変更の実施

イ 設計図書における施工条件の明示と、明示された施工条件に変更が生じた場合の適切な設計変更の実施については、「条件明示について」(平成3年1月25日付け建設省技調発第24号)を踏まえ、一層の徹底を図ること。

ロ 特に、市街地内の工事については、地下埋設物の事前調査、現道交通の安全確保のための保安要員等が必要な場合の施工条件について十分な注意を行うこと。

(3)工事費構成書の積極的な活用

イ 設計変更に関する協議の円滑化のため、「工事費構成書の提示の実施について」(昭和62年12月23日付け建設省技調発第799号)を踏まえ、一層の活用に努めること。

ロ 競争入札において落札者がなく随意契約の協議を行う場合には、協議者相互の理解を深めるため、必要に応じて、工事費構成書等を活用すること。

(4)予定価格の作成

予定価格の作成に当たっては、積算結果を十分尊重すること。

(5)実勢価格の採用(極力最新の価格を採用)

イ 社会経済情勢の変動に注意し、資材の急激な価格変動に対しては、速やかに積算に反映できるよう準備を行うこと。

ロ 地域の状況等に配慮し、高度な意匠を用いた施設、新技術を用いた施工方法等で、市場価格が形成されていないもの又は積算手法が確立されていないものを採用する場合は、必要に応じて見積書を徴取し、その価格を積算に用いる等実勢に応じたものとする。

ハ 見積価格を用いる場合は、異常値を排除した平均値とすること。ただし、見積書が多い場合は最頻度値を採用すること。

ニ 施工形態の変化、新工法の導入等による施工歩掛りの変化に留意し、歩掛りの改正について迅速に対応すること。

(6)適正工期の設定

イ 工期の設定に当たっては、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、建設労働者

の休日日数、降雨日、出水期等における作業不能日数等を見込んで適正なものとする。

なお、休日日数については「平成 4 年度以降の直轄土木工事の工期設定および作業不能日数の条件明示について」(平成 4 年 4 月 6 日付け建設省積企発第 2 号)に、官公庁の土曜閉庁日、夏期及び年末・年始の休暇等を見込むほか、降雨等による作業不能日数を特記仕様書に明示することを規定したところであるので、作業不能日数に変更が生じた場合は適切に対応すること。

ロ 年度末にかかる工事については、無理な工程とならないよう十分配慮するとともに、工事が年度内に完成しない場合には繰越し手続きをとること。

ハ 需給が逼迫している資材を使用する工事については、余裕期間を見込んだ適正な工期を設定すること。

また、経済社会情勢の変化に的確に対応するため、工事を集中的に発注する場合は、特に十分な余裕期間を見込んだ発注に努めること。なお、余裕期間については「事業執行に関する措置についての運用について」(昭和 53 年 2 月 17 日付け建設省厚発第 45 号、建設省技調発第 67 号)に規定するところであるが、平成 4 年度に限り、契約担当官等(会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。)は、必要と認めるときは契約ごとに 4 カ月を超えない範囲内で定めることができることとしているので十分活用されたい。

(7)建設副産物に関する適正な積算

イ 原則として指定処分とするとともに、「再生資源の利用促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)の主旨に基づき、その再生利用については極力これに努め、運搬費用、再資源化に要する費用等について適正に計上すること。

なお、再生資源活用に当たっては「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成 3 年度)」(平成 3 年 12 月 13 日付け建設省技調発第 267 号、建設省営計発第 97 号)に定めるところであるので、遺漏なきようこれを運用されたい。

ロ 指定副産物(「再生資源の利用促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)に規定する指定副産物。)の工事現場からの搬出については、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び木材は、当該工事現場から 40 キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として当該再資源化施設へ搬出すること。また、建設発生土は、原則として 20 キロメートルの範囲内の他の建設工事(民間建設工事を含む。)現場へ搬出すること。

ハ 再生資材等の利用については、当該工事現場から 40 キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合には、品質等を考慮したうえで、原則として再生骨材を利用すること。再生加熱アスファルト混合物は、当該工事現場から 40 キロメートル及び 1.5 時間の範囲内に再資源化施設がある場合には、品質等を考慮したうえで、原則として再生加熱アスファルト混合物を利用すること。また、建設発生土は、当該工事現場から 20 キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事(民間建設工事を含む。)現場がある場合には、受入時期及び土質等を考慮したうえで、原則として建設発生土を利用すること。

(8)工事の一時中止に伴う増加費用等の適正な取扱い

工事の一時中止を行った場合、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」(昭和 57 年 3 月 29 日付け建設省技調発第 116 号)を踏まえ、工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備に要する費用について、積算上の適正な取扱いを行うとともに、必要な場合は工期の変更を行うこと。

なお、積算については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」(平成 4 年 3 月 19 日付け建設省技調発第 80 号)によること。

(9)近接工事の諸経費の調整の適正な実施

近接して工事を発注する場合で、諸経費の調整を行う際は、調整を行う対象工事について、適正な範囲内のもののみに限るよう十分注意すること。

(10)建設事業のイメージアップに係る費用の積算の適正な実施

地域との連携に配慮しつつ、円滑な事業執行を図ることと併せて、建設業における若年労働力の入職及び定着を支援するため、現場の美装化や労働環境の整備を行うに当たって必要な費用については、適正にこれを計上すること。

(11)建設業における労働時間短縮の支援の推進

建設業における労働時間短縮の支援の推進に当たっては、週休二日制に対応した工期の設定や積算を実施するほか、引き続き「週休二日制モデル工事」を拡充する等の措置をとること。

(12)通年施工の推進

積雪寒冷地域における冬期の建設工事は、厳しい自然条件に阻害され施工が極めて困難となっていることから、これら地域においては通年施工の推進に配慮し、冬期施工により必要となる増高経費については、適正な積算を行うこと。

2 積算に関する発注者間の連携の強化

各事業執行機関における適正な事業執行を図るため、地方建設局と地方公共団体等の緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

3 安全対策の積極的な推進

(1)工事発注のあらゆる段階における安全対策への配慮

工事の発注に当たっては、設計、積算及び施工条件明示並びに設計変更への対応等、あらゆる段階において安全対策への配慮を行うこと。これについては、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月1日付け建設省技調発第165号)の的確な運用を図ること。

(2)設計審査制度、施工条件検討制度及び事故調査委員会の設置

工事の発注に当たって、特に重要となる設計条件、施工条件の検討を行うための、設計審査制度、施工条件検討制度及び事故発生メカニズムを技術的に分析し、分析結果をその後の工事に反映させ、類似工事における事故の再発防止に資する事故調査委員会については、「建設工事の安全対策に関する措置について」(平成4年4月14日付け建設省技調発第114号)に規定するところであるので、その円滑な運用を図ること。

(3)安全に関する研修・訓練の実施の徹底

作業の安全の確保に資するため、工事発注に際しては、特記仕様書等に安全に関する研修・訓練の実施の徹底を条件明示すること。なお、これについての適正な運用は「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」(平成4年3月19日付け建設省技調発第74号)によること。